広島県報

号外

第23号

発行者　広島県
発行所　広島県総務部総務管理局文書法制室
購読料　月額　2，700円

目次

告示

▽土砂災害警戒区域等の指定（二件）……（砂防室）……一

公告

▽技能検定試験（前期）の実施……（職業能力開発室）……六

▽技能検定試験（随時）の実施……（〃）……一〇

監査委員公表

▽平成十七年度包括外部監査の結果に基づく措置状況……一二

告示

広島県告示第二百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年三月一日

広島県知事　藤田雄山

土砂災害警戒区域

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
堀市二（六二五三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市二（六二五三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市二（六二五三―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

土砂災害特別警戒区域

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項の規定による土砂災害特別警戒区域等に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
堀市二（六二五三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市二（六二五三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市二（六二五三―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堀市三（六三一四―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横田（八一四〇―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷政（八一六一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

杉坂下二（八一六二―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂下二（八一六二―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂下二（八一六二―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり			
杉坂下二（八一六二―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂下二（八一六二―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下二（八一六二―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂下二（八一六二―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂下一（八一六三、一二三四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂下一（八一六三、一二三四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上二（八一六五、一二三八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上二（八一六五、一二三八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上三（八一六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上三（八一六六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上四（一〇一一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上四（一〇一一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上五（一二三三―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上五（一二三三―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上七（一二三五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上七（一二三五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

杉坂上七（一二三五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上七（一二三五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上八（一二三六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上八（一二三六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上九（一二三七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上九（一二三七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上九（一二三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上九（一二三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉坂上九（一二三七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	杉坂上九（一二三七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
有屋川（五二〇）地区	土石流	次の図のとおり	有屋川（五二〇）地区	土石流	次の図のとおり
有屋川（五二〇隣a）地区	土石流	次の図のとおり	有屋川（五二〇隣a）地区	土石流	次の図のとおり
有屋川（五二〇隣b）地区	土石流	次の図のとおり			
間鳥羽川（五二一）地区	土石流	次の図のとおり	間鳥羽川（五二一）地区	土石流	次の図のとおり
間鳥羽川（五二一隣a）地区	土石流	次の図のとおり	間鳥羽川（五二一隣a）地区	土石流	次の図のとおり
横間川（五三六）地区	土石流	次の図のとおり	横間川（五三六）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣a）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣a）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣b）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣b）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣c）地区	土石流	次の図のとおり			
杉坂下川（五三七隣d）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣d）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣e）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣e）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣f）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣f）地区	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七隣g）地区	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七隣g）地区	土石流	次の図のとおり

杉坂下川（五三七）地区隣h	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区隣h	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七）地区隣i	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区隣i	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七）地区隣j	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区隣j	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七）地区隣k	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区隣k	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五三七）地区隣l	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五三七）地区隣l	土石流	次の図のとおり
関川左一（七三二）地区五	土石流	次の図のとおり	関川左一（七三二）地区五	土石流	次の図のとおり
半川右三（七三二）地区六a	土石流	次の図のとおり	半川右三（七三二）地区六a	土石流	次の図のとおり
半川右三（七三二）地区六b	土石流	次の図のとおり	半川右三（七三二）地区六b	土石流	次の図のとおり
半川右三（七三二）地区六隣a	土石流	次の図のとおり	半川右三（七三二）地区六隣a	土石流	次の図のとおり
半川右三（七三二）地区六隣b	土石流	次の図のとおり	半川右三（七三二）地区六隣b	土石流	次の図のとおり
半川右三（七三二）地区六隣c	土石流	次の図のとおり	半川右三（七三二）地区六隣c	土石流	次の図のとおり
東川左一（七三二）地区八a	土石流	次の図のとおり	東川左一（七三二）地区八a	土石流	次の図のとおり
東川左一（七三二）地区八b	土石流	次の図のとおり	東川左一（七三二）地区八b	土石流	次の図のとおり
東川左一（七三二）地区八c	土石流	次の図のとおり	東川左一（七三二）地区八c	土石流	次の図のとおり
東川左一（七三二）地区八d	土石流	次の図のとおり			
東川左一（七三二）地区八e	土石流	次の図のとおり	東川左一（七三二）地区八e	土石流	次の図のとおり
東川左一（七三二）地区八f	土石流	次の図のとおり	東川左一（七三二）地区八f	土石流	次の図のとおり
杉坂下川（五七一）地区二	土石流	次の図のとおり	杉坂下川（五七一）地区二	土石流	次の図のとおり
半川右一（七三二）地区八	土石流	次の図のとおり	半川右一（七三二）地区八	土石流	次の図のとおり
半川右一（七三二）地区八隣a	土石流	次の図のとおり	半川右一（七三二）地区八隣a	土石流	次の図のとおり
半川右一（七三二）地区八隣b	土石流	次の図のとおり	半川右一（七三二）地区八隣b	土石流	次の図のとおり
半川右一（七三二）地区八隣c	土石流	次の図のとおり	半川右一（七三二）地区八隣c	土石流	次の図のとおり
半川右二（七三五）地区八	土石流	次の図のとおり	半川右二（七三五）地区八	土石流	次の図のとおり
志和堀川（五七一）地区一	土石流	次の図のとおり	志和堀川（五七一）地区一	土石流	次の図のとおり
半川左四（七三〇）地区三	土石流	次の図のとおり	半川左四（七三〇）地区三	土石流	次の図のとおり
半川左四（七三〇）地区三隣a	土石流	次の図のとおり	半川左四（七三〇）地区三隣a	土石流	次の図のとおり
半川左四（七三〇）地区三隣b	土石流	次の図のとおり	半川左四（七三〇）地区三隣b	土石流	次の図のとおり
半川左三（七三〇）地区四	土石流	次の図のとおり	半川左三（七三〇）地区四	土石流	次の図のとおり
半川左二（七三〇）地区五	土石流	次の図のとおり	半川左二（七三〇）地区五	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県東広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年三月一日

広島県知事　藤　田　雄　山

土砂災害警戒区域

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示

土砂災害特別警戒区域

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百十四号）で定める事項

下川西（三七四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（三七四一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（三七四一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（三七四一―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（三七四一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（三七四一―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（三七四一―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（三七四一―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（三七四一―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（三七四一―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四七―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四七―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四八―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四八―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四八―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下川西（一三〇四九―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇四九―九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇四九―九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西（一三〇五四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下川西（一三〇五四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（〇四五六八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（〇四五六八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（〇四五六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（〇四五六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（〇四五六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（〇四五六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（〇四五六―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（〇四五六―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（三七四〇、四二四七、一三〇四五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（三七四〇、四二四七、一三〇四五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（三七四〇―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（三七四〇―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（一三〇四六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（一三〇四六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（一三〇四六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（一三〇四六―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中川西（一三〇四六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中川西（一三〇四六―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五、四二四五、一三〇四〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五、四二四五、一三〇四〇）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上川西（三七三五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―四）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―六）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三五―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三五―七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三七、三七三八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三七、三七三八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（三七三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（三七三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（一三〇三七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（一三〇三七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（一三〇三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（一三〇三七―一）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（一三〇三七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（一三〇三七―二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上川西（一三〇三八、一三〇三九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上川西（一三〇三八、一三〇三九）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下川西㊀（五三一九a）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀（五三一九a）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀（五三一九b）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀（五三一九b）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀隣一（五三一九―一）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀隣一（五三一九―一）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀隣二（五三一九―二）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀隣二（五三一九―二）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀隣三（五三一九―三）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀隣三（五三一九―三）地区	土石流	次の図のとおり

下川西㊀隣四（五三一九―四）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀隣四（五三一九―四）地区	土石流	次の図のとおり
西迫川（五三二〇a）地区	土石流	次の図のとおり	西迫川（五三二〇a）地区	土石流	次の図のとおり
西迫川（五三二〇b）地区	土石流	次の図のとおり			
西迫川隣一（五三二〇―一）地区	土石流	次の図のとおり	西迫川隣一（五三二〇―一）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁（五三二一a）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁（五三二一a）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁（五三二一b）地区	土石流	次の図のとおり			
下川西㊁（五三二一c）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁（五三二一c）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁隣一（五三二一―一）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁隣一（五三二一―一）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁隣二（五三二一―二）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁隣二（五三二一―二）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁隣三（五三二一―三）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁隣三（五三二一―三）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊁隣四（五三二一―四）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊁隣四（五三二一―四）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀（九三〇六）地区	土石流	次の図のとおり	下川西㊀（九三〇六）地区	土石流	次の図のとおり
下川西㊀隣一（九三〇六―一）地区	土石流	次の図のとおり			
篠原谷川（一五七）地区	土石流	次の図のとおり	篠原谷川（一五七）地区	土石流	次の図のとおり
篠原谷川隣一（一五七―一）地区	土石流	次の図のとおり	篠原谷川隣一（一五七―一）地区	土石流	次の図のとおり
黒坪川（一五九a）地区	土石流	次の図のとおり			
黒坪川（一五九b）地区	土石流	次の図のとおり	黒坪川（一五九b）地区	土石流	次の図のとおり
黒坪川（一五九c）地区	土石流	次の図のとおり	黒坪川（一五九c）地区	土石流	次の図のとおり
黒坪川（一五九d）地区	土石流	次の図のとおり	黒坪川（一五九d）地区	土石流	次の図のとおり

中川西川（一六〇）地区	土石流	次の図のとおり	中川西川（一六〇）地区	土石流	次の図のとおり
川西谷川（一六三）地区	土石流	次の図のとおり	川西谷川（一六三）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊀（五三二）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊀（五三二）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊁（五三二）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊁（五三二）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊂（五三二）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊂（五三二）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊂隣一（五三二四―一）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊂隣一（五三二四―一）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊃（九三〇二a）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊃（九三〇二a）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊃（九三〇二b）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊃（九三〇二b）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊃隣一（九三〇二一―一）地区	土石流	次の図のとおり			
上川西㊃隣二（九三〇二一―二）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊃隣二（九三〇二一―二）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊃隣三（九三〇二一―三）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊃隣三（九三〇二一―三）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊄（九三〇三）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊄（九三〇三）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊄隣一（九三〇三一―一）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊄隣一（九三〇三一―一）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊄隣二（九三〇三一―二）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊄隣二（九三〇三一―二）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊄隣三（九三〇三一―三）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊄隣三（九三〇三一―三）地区	土石流	次の図のとおり
上川西㊄隣四（九三〇三一―四）地区	土石流	次の図のとおり	上川西㊄隣四（九三〇三一―四）地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局に備え置いて縦覧に供する。

公告

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によって、平成十九年度前期実施技能検定について、次のとおり公告する。

平成十九年三月一日

広島県知事　藤田雄山

一　実施する検定職種及びその等級

技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

検定職種	作業名	実施する等級
園芸装飾	室内園芸装飾作業	一、二、三
造園	造園工事作業	一、二、三
鋳造	鋳鉄鋳造作業	一、二、三
	合金鋳物鋳造作業	一、二、三
	銅合金鋳物鋳造作業	一、二
金属熱処理	一般熱処理作業	一、二、三
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	一、二、三
	高周波・炎熱処理作業	一、二、三
粉末冶金	成形・再圧縮作業	一、二
機械加工	普通旋盤作業	一、二、三
	フライス盤作業	一、二、三
	平面研削盤作業	一、二
	円筒研削盤作業	一、二
	心無し研削盤作業	一、二
	ホブ盤作業	一、二
	数値制御旋盤作業	一、二
	数値制御フライス盤作業	一、二、三
	マシニングセンタ作業	一、二、三
放電加工	数値制御形彫り放電加工作業	一、二
	ワイヤ放電加工作業	一、二
金属プレス加工	金属プレス作業	一、二
鉄工	製缶構造物鉄工作業	一、二
建築板金	内外装板金作業	一、二、三
	ダクト板金作業	一、二、三
工場板金	曲げ板打出し板金作業	一、二、三
めっき	電気めっき作業	一、二

アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	一、二
仕上げ	治具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	一、二 一、二 一、二、三
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	一、二
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業	一、二
機械保全	機械系保全作業 電気系保全作業	三 三
電子機器組立て	電子機器組立て作業	一、二、三
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業	一、二
産業車両整備	産業車両整備作業	一、二
鉄道車両製造・整備	機器装作業 内部ぎ装作業 電気ぎ装作業	一、二 一、二 一、二
建設機械整備	建設機械整備作業	一、二
木型製作	模型製作作業	一、二
建具製作	木製建具手加工作業	一、二
プラスチック成形	射出成形作業	一、二
印刷	オフセット印刷作業	一、二
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	一、二
石材施工	石張り作業	一、二
とび	とび作業	一、二
左官	左官作業	一、二、三
築炉	築炉作業	一、二
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	一、二
タイル張り	タイル張り作業	一、二
畳製作	畳製作作業	一、二
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業	一、二 一、二 一、二 一、二 一、二
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業	一、二、三 一、二 一、二 一、二
熱絶縁施工	保温工事作業 保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業	一、二 一、二 一、二
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	一、二
化学分析	化学分析作業	一、二
表装	表具作 装壁作業	一、二 一、二
塗装	建築塗装作業 塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業	一、二 一、二 一、二、三 一、二
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業	単一
広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業 広告面粘着シート仕上げ作業	一、二 一、二
舞台機構調整	音響機構調整作業	三
写真	肖像写真作業	一、二
産業洗浄	高圧洗浄作業	単一
フラワー装飾	フラワー装飾作業	一、二、三

注　実施する等級の一、二、三及び単一は各々一級、二級、三級及び単一等級を指す。

二　試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

三　技能検定試験の実施期日等

1　実技試験

(一)　実施期日

平成十九年六月十一日（月）から平成十九年九月十六日（日）までの間において、別に広島県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二)　実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三)　問題の公表

実技試験問題は、平成十九年六月四日（月）に広島県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

2　学科試験

(一)　実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

検定職種	実施期日
（三級） 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、左官、内装仕上げ施工、塗装、舞台機構調整、フラワー装飾	平成一九年七月二九日（日）
（一級及び二級） 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 （三級） 金属熱処理 （単一等級） 産業洗浄	平成一九年八月二六日（日）
（一級及び二級） 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、木型製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成一九年九月二日（日）
（一級及び二級） 写真	平成一九年九月五日（水）
（一級及び二級） 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 （単一等級） 路面標示施工	平成一九年九月九日（日）

(二)　実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

四　手数料

1　実技試験の手数料は、検定職種ごとに表一のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の在校生が、三級技能検定を受検する場合は、表二のとおりとする。

表一

検定職種	手数料
園芸装飾	一五、七〇〇円
造園	一五、七〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円
金属熱処理	一五、七〇〇円
粉末冶金	一五、七〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円
放電加工	一五、七〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円
めっき	一五、七〇〇円
アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円
切削工具研削	一五、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円
産業車両整備	一五、七〇〇円
鉄道車両製造・整備	一五、七〇〇円
建設機械整備	一五、七〇〇円
木型製作	一五、七〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円
印刷	一五、七〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円

石材施工	一五、七〇〇円
とび	一五、七〇〇円
左官	一五、七〇〇円
築炉	一五、七〇〇円
ブロック建築	一五、七〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円
畳製作	一五、七〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円
化学分析	一五、七〇〇円
表装	一五、七〇〇円
塗装	一五、七〇〇円
路面標示施工	一五、七〇〇円
広告美術仕上げ	一五、七〇〇円
舞台機構調整	一五、七〇〇円
写真	一五、七〇〇円
産業洗浄	一五、七〇〇円
フラワー装飾	一五、七〇〇円

表二

検定職種	手数料
園芸装飾	一〇、五〇〇円
造園	一〇、五〇〇円
鋳造	一〇、五〇〇円
金属熱処理	一〇、五〇〇円
機械加工	一〇、五〇〇円
建築板金	一〇、五〇〇円
工場板金	一〇、五〇〇円
仕上げ	一〇、五〇〇円
機械保全	一〇、五〇〇円
電子機器組立て	一〇、五〇〇円
左官	一〇、五〇〇円
内装仕上げ施工	一〇、五〇〇円
塗装	一〇、五〇〇円
舞台機構調整	一〇、五〇〇円
フラワー装飾	一〇、五〇〇円

2　学科試験の手数料
三千百円

五　受検申請の手続

1　提出書類
(一)　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
(二)　受検手数料振込金領収書（写し）
(三)　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）

2　提出先
広島県職業能力開発協会
〒七三〇―〇〇五二　広島市中区千田町三丁目七番四七号　広島県情報プラザ五階
電話（〇八二）二四五―四〇二〇
申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3　受付期間
平成十九年四月三日（火）から平成十九年四月十三日（金）まで

4　免除資格を有する者の受検申請
実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5　申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

六　手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四1に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を広島県職業能力開発協会から送付する「受検手数料納入通知書」によって納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

七　合格者の発表等

1　合格者の発表

合格者の受検番号は、平成十九年八月二十八日（火）午前九時（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び平成十九年十月十日（水）午前九時に広島県庁舎前の掲示板に掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

2　合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、広島県職業能力開発協会が平成十九年八月二十八日（火）（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び平成十九年十月十日（水）に書面で通知する。

3　技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八　その他

技能検定についての問い合わせは、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室（〒七三〇―八五一一　広島市中区基町一〇番五二号　電話［〇八二］五一三―三四三二［ダイヤルイン］）又は広島県職業能力開発協会にすること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によって、平成十九年度随時実施技能検定について、次のとおり公告する。

平成十九年三月一日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　実施する検定職種

技能検定を実施する職種は、次のとおりである。

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二　検定の等級

前記一の検定職種について、随時三級、基礎一級及び基礎二級で実施する。

注　随時三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

三　試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

四　試験の実施期日等

1　実技試験

(一)　実施期日

平成十九年四月一日（日）から平成二十年三月三十一日（月）までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二)　実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三)　問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ広島県職業能力開発協会から受検者宛に送付する。

2　学科試験

(一)　実施期日

平成十九年四月一日（日）から平成二十年三月三十一日（月）までの間において、広島県職業能力開発協会が別に指定する日に行う。

(二)　実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

五　手数料

1　実技試験の手数料は、検定職種ごとに次の表の手数料一のとおりとする。ただし、高等学校、専門学校等の生徒が随時三級を受検する場合は、手数料二のとおりとする。

検定職種	手数料一	手数料二
さく井	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
鋳造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
鍛造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
機械加工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
金属プレス加工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
鉄工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
建築板金	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
工場板金	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
めっき	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
アルミニウム陽極酸化処理	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
仕上げ	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
機械検査	一三、〇〇〇円	八、七〇〇円
ダイカスト	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
機械保全	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
電子機器組立て	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
電気機器組立て	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
プリント配線板製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
染色	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
ニット製品製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
婦人子供服製造	一三、〇〇〇円	八、七〇〇円
紳士服製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
帆布製品製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
寝具製作	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
布はく縫製	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
家具製作	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
建具製作	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
印刷	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
製本	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
プラスチック成形	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
強化プラスチック成形	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
石材施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
水産練り製品製造	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
建築大工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
かわらぶき	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
とび	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
左官	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
タイル張り	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
配管	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
型枠施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
鉄筋施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
コンクリート圧送施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
防水施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
内装仕上げ施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
熱絶縁施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
サッシ施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
ウェルポイント施工	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
表装	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
塗装	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円
工業包装	一五、七〇〇円	一〇、五〇〇円

2　学科試験の手数料
三千百円

六　受検申請の手続

1　提出書類
技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2　提出先

広島県職業能力開発協会

〒七三〇－〇〇五二　広島市中区千田町三丁目七番四七号　広島県情報プラザ五階

電話（〇八二）二四五－四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3　受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで受け付ける。

4　申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で交付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

七　手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記五1に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を広島県職業能力開発協会から送付する「受検手数料納入通知書」によって納付すること。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

八　合格者の発表等

1　実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験及び学科試験の合否結果については、広島県職業能力開発協会が書面で通知する。

2　技能検定合格証書の交付

合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

九　その他

本公告の随時三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定についての問い合わせは、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室（〒七三〇－八五一一　広島市中区基町一〇番五二号　電話［〇八二］五一三－三四三二［ダイヤルイン］）又は広島県職業能力開発協会にすること。

監査委員公表

平成十七年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成十九年三月一日

広島県監査委員　坪川禮巳

同　田辺直史

同　髙橋義則

同　近光章

R100 古紙配合率100% 白色度70%再生紙を使用しています

平成17年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

【テーマ】　広島エアポートビレッジ開発株式会社の出納，その他の事務の執行及び同社に関連する県事業について

〈知事所管分〉

監査の結果及び意見の概要	措置状況
【指摘】 1　広島県との中央森林公園に係る備品の整備及び管理業務委託契約について（報告書P18） ⑴　契約では，フォレストヒルズガーデンの備品については，広島エアポートビレッジ開発株式会社が保有する備品を整備するとともに維持管理を行い，県は当該備品の減価償却相当額を毎年委託料として支払い，当該備品の取得価格に相当する委託料を支払った場合には，所有権を県に帰属させるものとしているが， ①　所有権が広島県に移転する前に「備品の整備及び管理業務委託契約」と「公園施設管理委託契約」の双方又は一方が解約された場合における備品の取扱いについての細則の定めがない。	（環境部） 1　広島県との中央森林公園に係る備品の整備及び管理業務委託契約について ①　広島県が一方的に「備品の整備及び管理業務委託契約」を解除することは事実上考えていなし，本件契約には広島エアポートビレッジ開発株式会社からの解約条項はない。 　また，本件契約の更新（1年毎）についても契約の両当事者において更新拒絶はありえないものと考えているところであるが，指定管理者制度が導入（H18）されたことを受けて，仮に，広島エアポートビレッジ開発株式会社が指定管理者に指定されなかった場合においても，このことを理由に契約の両当事者において本件契約の自動更新を拒絶する意思のないことを改めて確認するために覚書を締結（H18.12.1付）した。
②　備品が欠損した場合の補充について，具体的な処理に関する細目の定めがない。	②　指定管理者との基本協定書で必要事項（リスク負担区分を別表として）を定めた。
③　備品が欠損した場合における現在の一律的な取扱い(30万円未満の修繕・補充は管理者が行う)の妥当性を検討する必要がある。	③・平成16年度（監査対象期間）においては，備品に欠損が生じた場合の取扱いを定めていない。 ・実際には備品に欠損等が生じた場合，個々の状況に応じて必要な措置(対応）を講じているものであり，一律的な取扱いを行っているものではない。 ・指定管理者制度（H18年度から導入）において，修繕費の30万円の適用についての取扱いを検討している旨説明したものである。 ・今後は，備品の修繕等に係る指定管理者とのリスク負担区分については全庁的な観点から検討を要するものと考えている。